

## 2 授業及び研究指導計画

[授業計画]

「学生便覧」より

### 3 カリキュラム内容

#### A 法律基本科目群……Ⅰ、Ⅱはすべて必修、Ⅲは選択

Ⅰ 基礎科目（3年標準型1年次）	
公法系	統治の基本構造（2）
	基本的人権の基礎（2）
民事法系	民法Ⅰ（民法総則・物権法）（4）
	民法Ⅱ（債権総論・契約総論・担保物権法）（4）
	民法Ⅲ（契約各論・不法行為法）（4）
	商法（4）
	民事訴訟法（4）
刑事法系	刑法（4）
	刑事訴訟法（2）

Ⅱ 基幹科目（3年標準型2年次、2年短縮型1年次）	
公法系	公法総合演習Ⅰ（法と行政活動）（2）
	公法総合演習Ⅱ（基本的人権）（2）
	公法総合演習Ⅲ（行政救済法）（2）
民事法系	民法演習Ⅰ（契約法）（2）
	民法演習Ⅱ（金融取引法）（2）
	民法演習Ⅲ（不法行為法）（2）
	商法演習（4）
	民事訴訟法演習（2）
	民事法統合演習Ⅰ（2）
	民事法統合演習Ⅱ（2）
刑事法系	刑法演習（4）
	刑事訴訟法演習（4）
Ⅲ 選択科目	
公法系	行政法特論（2） *必修科目ではないが、履修することが望ましい
民事法系	家族法（2） *必修科目ではないが、履修することが望ましい
刑事法系	刑法特論（2） *必修科目ではないが、履修することが望ましい

#### B. 実務基礎科目群……Ⅰは必修、Ⅱは4単位選択必修、Ⅲは選択

Ⅰ 必修科目	法曹倫理（2）
	要件事実と事実認定の基礎（2）
	民事訴訟実務（2）
	刑事訴訟実務（2）
Ⅱ 選択必修科目	ローヤリング・クリニック（3）または模擬裁判・エクスターンシップ（3）から1科目選択必修

Ⅲ 選択科目	法情報基礎（１） ＊必修科目ではないが、履修することが望ましい
	要件事実・民事法演習（２）
	刑事弁護実務演習（２）
	司法制度論（１） ＊３年コースの学生は履修することが望ましい

### C 基礎法学・隣接科目群……ⅠおよびⅡから４単位選択必修

Ⅰ 基礎法学科目
法哲学（２）／法社会学（２）／法制史（２）／外国法Ⅰ（英米法）（２）
Ⅱ 隣接科目
地方自治論（２）／行政学（２）／政治哲学（２）／企業会計論（２）／法と心理学（２）

### D 展開・先端科目群……ⅠまたはⅡの同じ分野から４単位選択必修

Ⅰ 医療・福祉系
医事法（２）／医学の基礎（２）／民事医療過誤法（２）／医事刑法（２）／生命倫理と法（２）／社会保障法（２）／消費者法（２）／家族法・手続法統合特論（２）／人権救済手続法（２）／医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）（２）
Ⅱ 法とビジネス系
経済法(独禁法)Ⅰ（２）／経済法(独禁法)Ⅱ（２）／経済法（事例研究）Ⅲ（２）／経済刑法（２）／知的財産法Ⅰ（２）／知的財産法Ⅱ（２）／税法Ⅰ（個人）（２）／税法Ⅱ（法人）（２）／税法Ⅲ（租税手続法・事例研究）（２）／住民訴訟法（２）／倒産処理法Ⅰ（清算（破産法））（２）／倒産処理法Ⅱ（再建（民事再生・会社更生等））（２）／倒産処理法Ⅲ（事例研究）（２）／民事執行法（２）／民事保全法（２）／保険法（２）／証券取引と法（２）／企業法務（２）／企業取引法特論（２）／不動産登記法（２）／労使関係法（２）／労働者保護法（２）／応用労働法（２）
Ⅲ ⅠとⅡ以外の展開・先端科目
国際法（２）／国際私法（２）／環境法（２）／情報法（２）／少年法（２）／裁判外紛争解決制度論（２）／交通賠償法（２）／刑事心理学（２）／法医学（２）

ゴシック体は必修科目であることを表す。

C 基礎科目・隣接科目群 及び D 展開・先端科目群のⅢの科目は、隔年で開講する。

[研究指導計画] ※法務研究科は該当無し

平成19年度 法務研究科授業日程計画

前期							後期											
曜日	日	月	火	水	木	金	土	曜日	日	月	火	水	木	金	土			
4月	1	2	3	4	5	6	7	1日~7日 春季休業	10月	1	2	3	4	5	6	8日 体育の日 *9日は月曜日の授業を行う。		
	8	9	10	11	12	13	14			7	8	9	10	11	12		13	22日 開学記念日
	15	16	17	18	19	20	21			14	15	16	17	18	19		20	
	22	23	24	25	26	27	28			21	22	23	24	25	26		27	
	29	30								28	29	30	31					
5月			1	2	3	4	5	29日~5月5日 特別休業 29日 昭和の日 30日 振替休日	11月					1	2	3	3日 文化の日 23日 勤労感謝の日 【23日~25日 大学祭】 *22日は金曜日の授業を行う。 *27日は月曜日の授業を行う。	
	6	7	8	9	10	11	12			4	5	6	7	8	9	10		
	13	14	15	16	17	18	19			11	12	13	14	15	16	17		
	20	21	22	23	24	25	26			18	19	20	21	22	23	24		
	27	28	29	30	31					25	26	27	28	29	30			
6月						1	2	3日 憲法記念日 4日 みどりの日 5日 こどもの日	12月							1	23日 天皇誕生日 24日 振替休日 25日~28日 補講期間 25日~1月7日 冬季休業(全学)	
	3	4	5	6	7	8	9			2	3	4	5	6	7	8		
	10	11	12	13	14	15	16			9	10	11	12	13	14	15		
	17	18	19	20	21	22	23			16	17	18	19	20	21	22		
	24	25	26	27	28	29	30			23	24	25	26	27	28	29		
7月	1	2	3	4	5	6	7	16日 海の日 *17日は月曜日の授業を行う。	1月			1	2	3	4	5	1日 元日 *9日は月曜日の授業を行う。 14日 成人の日 18日 センター試験実施に伴う臨時休講 19日・20日 大学入試センター試験 30日~2月8日 期末試験期間	
	8	9	10	11	12	13	14			6	7	8	9	10	11	12		
	15	16	17	18	19	20	21			13	14	15	16	17	18	19		
	22	23	24	25	26	27	28			20	21	22	23	24	25	26		
	29	30	31							27	28	29	30					
8月				①	②	③	4	1日~10日 期末試験期間 1日~9月30日 夏季休業(全学) 16日~28日 集中講義期間(予定) 22日 再試験対象者通知 29日~9月3日 再試験期間	2月						①	2	11日 建国記念の日 12日~3月31日 臨時休講(全学) 21日 再試験対象者通知 26日~29日 再試験期間	
	5	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	11			3	④	⑤	⑥	⑦	⑧	9		
	12	13	14	15	16	17	18			10	11	12	13	14	15	16		
	19	20	21	22	23	24	25			17	18	19	20	21	22	23		
	26	27	28	29	30	31				24	25	26	27	28	29			
9月							1	4日~21日 集中講義期間(予定) 10日~11日 異議申立期間 17日 敬老の日 23日 秋分の日 24日 振替休日 25日 後期授業開始	3月							1	臨時休講 6日~7日 異議申立期間(3年次生) 17日~18日 異議申立期間(1・2年次生) 20日 春分の日 25日 修了式	
	2	3	4	5	6	7	8			2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15			9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22			16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29			23	24	25	26	27	28	29		
	30									30	31							
前期計	15	15	15	15	15			授業週数 (試験を含まず)	後期計	15	15	15	15	15			授業週数 (試験を含まず)	

7月17日を含む ↑

10月9日、11月27日及び1月9日を含む ↑

↑ 11月22日を含む

は休業日及び臨時休講、○は期末試験日

## I 授業科目の履修方法

### 1 教育目的・理念とカリキュラムの編成

#### (1) 教育目的・理念

岡山大学大学院法務研究科は、高度専門職業人たる法曹育成を目的とする。法務研究科では、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」をキャッチフレーズとし、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた**人権感覚豊かな法曹の育成**を目的とし、**理論と実務との架橋**を強く意識した教育を実施する。

#### (2) カリキュラム編成における教育方針

法曹として望まれる以下のような能力及び素養を涵養することを、教育目標としてカリキュラムを編成した。すなわち、

- ①体系的法理論と専門的知識の習得
- ②法律の実践的運用能力
- ③新しい法分野に対する適応能力
- ④職業法曹人にふさわしい倫理観や人権感覚・社会的正義観念
- ⑤倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力
- ⑥問題発見、事案の解決能力
- ⑦地域的実務に必要な総合的判断能力・批判能力（地方における経済活動・公共的活動・司法の実態を踏まえ、その健全な自律的發展に資する理解力・批判力）の育成をめざす。

\*【教育方針】・・・別表①参照。

## 2 学位

「岡山大学大学院法務研究科」の修了者には、「**法務博士（専門職）**」の学位を授与する。

## 3 カリキュラム内容

### A 法律基本科目群……Ⅰ、Ⅱはすべて必修、Ⅲは選択

Ⅰ 基礎科目（3年標準型1年次）	
公法系	統治の基本構造（2）
	基本的人権の基礎（2）
民事法系	民法Ⅰ（民法総則・物権法）（4）
	民法Ⅱ（債権総論・契約総論・担保物権法）（4）
	民法Ⅲ（契約各論・不法行為法）（4）
	商法（4）
	民事訴訟法（4）
刑事法系	刑法（4）
	刑事訴訟法（2）

II 基幹科目（3年標準型2年次、2年短縮型1年次）	
公法系	公法総合演習Ⅰ（法と行政活動）（2）
	公法総合演習Ⅱ（基本的人権）（2）
	公法総合演習Ⅲ（行政救済法）（2）
民事法系	民法演習Ⅰ（契約法）（2）
	民法演習Ⅱ（金融取引法）（2）
	民法演習Ⅲ（不法行為法）（2）
	商法演習（4）
	民事訴訟法演習（2）
	民事法統合演習Ⅰ（2）
	民事法統合演習Ⅱ（2）
刑事法系	刑法演習（4）
	刑事訴訟法演習（4）
III 選択科目	
公法系	行政法特論（2） *必修科目ではないが、履修することが望ましい
民事法系	家族法（2） *必修科目ではないが、履修することが望ましい
刑事法系	刑法特論（2） *必修科目ではないが、履修することが望ましい

## B. 実務基礎科目群……Ⅰは必修、Ⅱは4単位選択必修、Ⅲは選択

I 必修科目	法曹倫理（2）
	要件事実と事実認定の基礎（2）
	民事訴訟実務（2）
	刑事訴訟実務（2）
II 選択必修科目	ローヤリング・クリニック（3）または模擬裁判・エクスターンシップ（3）から1科目選択必修
III 選択科目	法情報基礎（1） *必修科目ではないが、履修することが望ましい
	要件事実・民事法演習（2）
	刑事弁護実務演習（2）
	司法制度論（1） *3年コースの学生は履修することが望ましい

## C 基礎法学・隣接科目群……ⅠおよびⅡから4単位選択必修

I 基礎法学科目	法哲学（2） / 法社会学（2） / 法制史（2） / 外国法Ⅰ（英米法）（2）
II 隣接科目	地方自治論（2） / 行政学（2） / 政治哲学（2） / 企業会計論（2） / 法と心理学（2）

## D 展開・先端科目群…… I または II の同じ分野から 4 単位選択必修

I 医療・福祉系
医事法 (2) / 医学の基礎 (2) / 民事医療過誤法 (2) / 医事刑法 (2) / 生命倫理と法 (2) / 社会保障法 (2) / 消費者法 (2) / 家族法・手続法統合特論 (2) / 人権救済手続法 (2) / 医療福祉研究 (ネットワーク・セミナー) (2)
II 法とビジネス系
経済法(独禁法) I (2) / 経済法(独禁法) II (2) / 経済法 (事例研究) III (2) / 経済刑法 (2) / 知的財産法 I (2) / 知的財産法 II (2) / 税法 I (個人) (2) / 税法 II (法人) (2) / 税法 III (租税手続法・事例研究) (2) / 住民訴訟法 (2) / 倒産処理法 I (清算 (破産法)) (2) / 倒産処理法 II (再建 (民事再生・会社更生等)) (2) / 倒産処理法 III (事例研究) (2) / 民事執行法 (2) / 民事保全法 (2) / 保険法 (2) / 証券取引と法 (2) / 企業法務 (2) / 企業取引法特論 (2) / 不動産登記法 (2) / 労使関係法 (2) / 労働者保護法 (2) / 応用労働法 (2)
III I と II 以外の展開・先端科目
国際法 (2) / 国際私法 (2) / 環境法 (2) / 情報法 (2) / 少年法 (2) / 裁判外紛争解決制度論 (2) / 交通賠償法 (2) / 刑事心理学 (2) / 法医学 (2)

ゴシック体は必修科目であることを表す。

C 基礎科目・隣接科目群 及び D 展開・先端科目群の III の科目は、隔年で開講する。

## 4 課程修了要件

	法学未修者 (3年標準型)	法学既修者 (2年短縮型)
「法律基本科目群」うち必修科目	60 単位	30 単位
「実務基礎科目群」うち必修科目	8 単位	8 単位
「実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3 単位	3 単位
その他の科目	24 単位以上*	24 単位以上*
合計	<b>95 単位以上</b>	<b>65 単位以上</b>

※ただし、「基礎法学・隣接科目群」うちから 4 単位以上を修得しなければならない。また「展開・先端科目群」のうち、「医療・福祉系科目」又は「法とビジネス系科目」のいずれかから 4 単位以上を修得しなければならない。

\* 【必修科目の授業展開】・・・別表②参照。

\* 履修モデル・・・別表③、④

## 5 進級要件

法学未修者（3年標準型）の場合には、1年次から2年次への進級に際して、以下の要件を課す。

「1年次に修得しなければならない必修科目 30 単位のうち 24 単位以上を修得していること」

なお、進級要件ではないが、3年標準型2年次に履修する科目については、必要に応じ個々の科目で履修要件を定めることとする。法学既修者の場合には、進級要件・履修要件は設けない。

## 6 科目履修要件

法学未修者（3年標準型）で2年次以降に履修する科目については、必要に応じ個々の科目で履修要件が定められている。法学既修者の場合には、履修要件は設けない。履修要件が定められた科目は、以下のとおりであり、個々の要件に挙げられている科目の単位取得が履修の要件となる。

(1) 科目名：ローヤリング・クリニック

履修要件：法曹倫理

要件事実と事実認定の基礎

民事訴訟実務

刑事訴訟実務

民事訴訟法演習 または 刑事訴訟法演習のどちらかの科目

(3) 科目名：模擬裁判・エクスターンシップ

履修要件：ローヤリング・クリニックと同様

## 7 履修単位数の上限

各年度において学生が履修科目として登録することができる単位数は、**36 単位を上限**とする。ただし、**在学の最終年度**にあつては、選択科目が中心となること、休業期間に実施する実習科目があることなどから、**42 単位を上限**とする。

\*3年標準型修得単位の上限：114 単位

\*2年短縮型修得単位の上限：78 単位

## 8 各学年で履修できる科目

3年標準型の場合、AⅠ科目群（法律基本科目の基礎科目）、BⅢ科目群（実務基礎科目）のうち「法情報基礎」、「司法制度論」、C科目群は1年次配当とする（2・3年次において履修することもできる。）。AⅡ科目群（法律基本科目の基幹科目）のうち「公法総合演習Ⅲ（行政救済法）」、「民事法統合演習Ⅰ」、「民事法統合演習Ⅱ」を除く科目は、2年次配当とする（3年次において履修することもできる。）。「公法総合演習Ⅲ（行政救済法）」、「民事法統合演習Ⅰ」、「民事法統合演習Ⅱ」、「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシ

ップ」は3年次配当とする。他の科目は、2・3年次配当とする。

2年短縮型の場合、AⅡ科目群（法律基本科目の基幹科目）のうち「公法総合演習Ⅲ（行政救済法）」、「民事法統合演習Ⅰ」、「民事法統合演習Ⅱ」、を除く科目及び「法情報基礎」、「司法制度論」は、1年次配当とする（2年次において履修することもできる。）。「公法総合演習Ⅲ（行政救済法）」、「民事法統合演習Ⅰ」、「民事法統合演習Ⅱ」、「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」は2年次配当とする。他の科目は1・2年次のいずれにおいても履修できる。

## 9 開講の形態と授業方法

### （1）開講時期

昼間に開講することとする。授業日は原則として月曜から金曜とするが、実習科目等履修上の都合で土曜に授業を行うこともある。

必須科目は午前中に集中している点に注意すること。履修上の都合で土曜に授業を行う可能性がある実務科目は、ローヤリング・クリニック及び模擬裁判・エクスターンシップである。

### （2）開講の形態—少人数教育

AⅡ科目群（法律基本科目の基幹科目）並びにB科目群（実務基礎科目）のうち必修科目及び演習科目については、確実に身につけるために、**原則として3クラス（1クラス—20人程度）の少人数教育とする**。他の科目は、通常1クラスとして、学生数は概ね50～60人以内になると見込まれる。

### （3）授業方法

#### ① 法律基本科目・基礎科目（3年型1年次必修）

法律の体系的理解を得ることに重点を置きつつ、設例問題などについて学生との議論を通じた双方向・多方向の授業を実施し、また、小テスト・レポート課題などにより体系的理解の定着を図る。特に、3年型1年次必修科目では、法律学習の最初の時期に基本的なことをきちんと表現できる能力を身につけることを重視する。

#### ② 法律基本科目・基幹科目（3年型2年次・2年短縮型1年次必修）

少人数の演習方式の授業を実施する。演習の授業では、各科目の重要なテーマに関する最新判例や代表的判例、生の事件を題材にして、判例の分析・批判的検討などによる事例研究を中心とする。教員が予め設問を提示し、学生が予習してそれに答えかつ議論する双方向・多方向の授業を行う。設問、テーマ等に基づくディベート、共同事例研究なども実施し、かつ課題レポートの提出を求める機会を多くして、「創造的な思考力、事実に関する法的分析能力、法的議論能力」の育成を図る。

#### ③ 実務基礎科目

実務基礎科目では、実際に起こった事件、モデル訴訟記録などを用いてその解決について実感をもって実務を学ぶ。その内容は、現在の司法修習の前期修習を念頭



に置き、それを批判的に検討しながら、双方向・多方向の授業を行う。また、充実した実務実習教育を行うため、映像などの IT 教育ツールを利用したシミュレーション教育を行う「ローヤリング」・「模擬裁判」と実習科目である「クリニック」・「エクスターンシップ」融合させ、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」の科目を置く。そして、その効率的かつ有効な実践のために、「弁護士法人 岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所」を設置し、実務教育の拠点とし、生の事件を同時進行的に教材として授業をする。

#### ④ その他の科目

その他の科目では、その性格に応じた方法を取る。基本的には、双方向・多方向の議論やレポート提出を通して、自ら考え表現する能力を身につけることを目標とする。

#### ⑤ 理論と実務の架橋

法科大学院では、理論と実務の架橋を目指した教育をする。そのために、一部は実務基礎科目と関連基幹科目で共通の教材を使い（例えば、要件事実・民事法演習で使う教材（聞き取り書など）を使って、民事法統合演習、民法、商法、または民事訴訟法でそれぞれの科目の視点から深く掘り下げて授業をする）、実務の視点、理論の視点を明確に意識させ、トータルな思考を習得できるように授業を実施する。その際、授業は、実務家教員と研究者教員との共同授業を基本とする。なお、このような共同授業形態は、他の授業科目でも実施する。その際は、内容に応じ、他の分野の教員、広義の実務家（法律実務家以外の者）など、多様な人が参加する。

#### ⑥ ネットワーク・セミナー方式の活用＝総合的判断能力の育成

岡山大学法科大学院の教育目標のひとつである総合的判断能力育成のために、科目横断的な授業を実施する。具体的には、いくつかの題材を各分野の科目で教材として使用し、各科目ではその分野の視点から授業をし、その後それについてネットワーク・セミナーを開催し、実務家を含めてその問題点、解決方法等を議論することで総合的判断能力の育成を目指す。なお、ネットワーク・セミナーは、展開・先端科目の医療・福祉系では、授業科目となっている。また、実務実習科目であるローヤリング・クリニック、模擬裁判・エクスターンシップでは、授業の中に組み込まれている。さらに、科目横断的に、ネットワーク・セミナー方式の授業を取り入れる場合があるので、掲示等に注意しておくこと。

#### （４）学習アドバイザー制度

学生からの学習方法についての相談を受けるオフィスを設けている。オフィスでの相談は、あらかじめ掲示する日の水曜日 5 時限目に受け付ける。

#### （５）オフィスアワー

授業内容等、担当科目の教員が授業科目に関する質問・相談を受けるオフィスアワーを設ける。各教員のオフィスアワーは、時間割に記載されているので、各自確認すること。ま

た、利用する学生は、教員の研究室のドアにある予定表に予め氏名を書き込むこと。

## IV 履修手続

### 1 履修のための手続

- (1) 履修手続を行うにあたっては、学生便覧・授業時間表等を必ず参照の上、履修計画を立てること。
- (2) 履修登録は、Web で前・後期分一括して所定の期日内に行うこと。なお、年度途中で新たに開講されることになった授業科目については、後期の始めに別途掲示し、掲示内容に従い届出をすることができる。
- (3) 授業時間の重複している授業科目を選択した場合は、そのいずれの科目についても無効とする。
- (4) 履修登録期間は、4月9日～12日（平成19年度）である。その他、必要な事項がある場合には別途掲示する。
- (5) 履修登録後の変更は、認めない。
- (6) 履修未登録の単位取得は、認めない。

### 2 長期履修制度

長期履修制度とは、収容定員を超えない範囲で、本人の申請に基づき、選考の上で、近親者の介護・支援の必要がある等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる履修制度である。

#### (1) 対象者

近親者の介護・支援の必要がある等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者。

#### (2) 提出書類

- ① 長期履修申請書（所定様式）
- ② 長期履修を申請する理由を証明する書類（任意様式）

例：1) 本人の疾病を理由とする場合にあつては、医師の診断書

2) 本人の障害を理由とする場合にあつては、それを証明しうる公的文書（身体障害者手帳等）の写し

3) 近親者の介護を理由とする場合にあつては、

\*当該要介護者が介護保険の適用を受ける者であるときには、市町村の発行する要介護認定決定通知書の写し及び当該要介護者との続柄を示す公的文書（住民票・戸籍抄本等）

\*当該要介護者が、障害者・児もしくは療養者・児であるときにはその状態に応じて、当該要介護者の障害を証明しうる公的文書（身体障害者手帳等）の写しあるいは当該要介護者に係る医師の診断書

#### (3) 申請手続

入学時においては、本学が指定する期間内に指定した場所に上記提出書類を持参もしくは郵送すること（入学手続き時において指示する）。

長期履修申請の審査結果については、毎年4月上旬に通知する。

入学後、長期履修を希望する者は、入学年度の2月末日までに長期履修申請書（所定様式）を法務研究科長に提出すること。

#### （4）変更手続

長期履修期間の変更（標準修業年限への変更）を希望する者は、入学した年度の2月末日までに長期履修期間変更申請書（所定様式）を法務研究科長宛に提出すること。

## V 他の大学院での既修得単位認定

- （1）入学前に他の法科大学院で修得した単位は、審査の上、修了の要件となる単位として認めることがある。
- （2）入学後、他の法科大学院で修得した単位は、単位互換制度がある場合のみ、本研究科の修得単位として認定することがある。

## VI 実務実習科目の履修

### 1 実務実習科目の実施方法

実務基礎科目では、「ローヤリング・クリニック」・「模擬裁判・エクスターンシップ」という実務を実習する科目をおいている（以下、実務実習科目という）。学生は、この実務実習科目のいずれかを選択必修で履修する。実務教育の拠点としての「弁護士法人 岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所」において効率的かつ有効な実務教育を実施する。実務実習では、現実の事件を題材とすることから、守秘義務など様々な制約が出てくる。詳細は、「ローヤリング・クリニック」・「模擬裁判・エクスターンシップ」**学生実務規則**を参照すること。ここでは、その受講資格、履修手続、懲戒について示す。

### 2 実務実習科目受講資格

- （1）岡山大学大学院法務研究科に在籍していること。
- （2）実務実習科目の履修要件を満たしていること。

履修要件：**法曹倫理、要件事実と事実認定の基礎、民事訴訟実務、刑事訴訟実務、の単位、および民事訴訟法演習または刑事訴訟法演習のいずれかの単位を修得していること**

- （3）守秘義務を遵守する旨の**誓約書**を法務研究科長宛てに提出すること。
- （4）適格性について法務研究科長の書面による**認証**を受けていること。

### 3 実務実習科目履修手続

- (1) 履修手続を行うにあたっては、学生便覧・授業時間表等を必ず参照の上、履修計画を立てること。特に、科目履修要件は注意すること。
- (2) 履修届は、様式及び届出期間が定められるので、期限を厳守して手続をしなければならない。
- (3) 履修手続の詳細は別途掲示する。

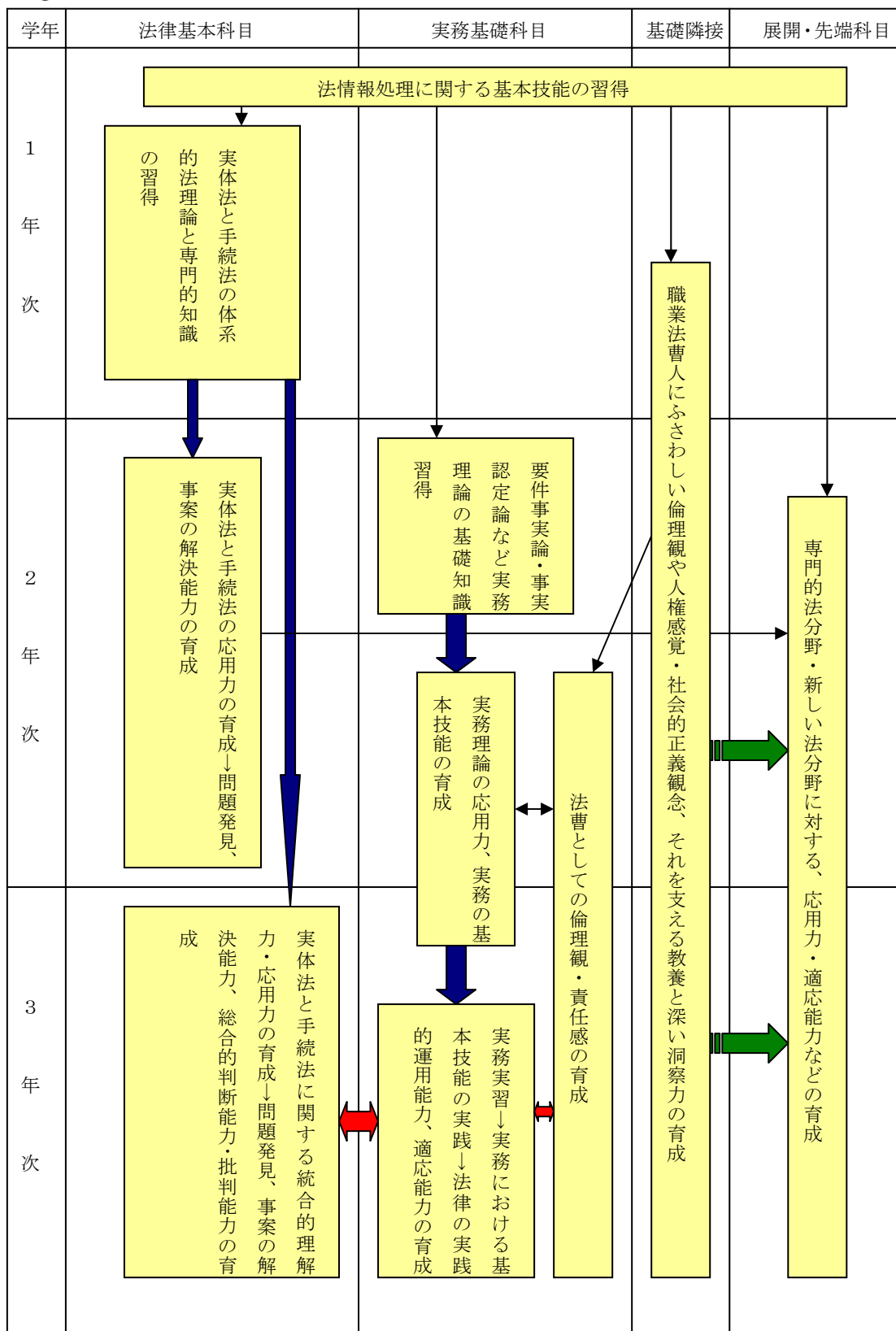
#### **4 懲戒**

守秘義務等に違反した学生は、退学等の懲戒に処する。懲戒手続は所定の手続に基づく。

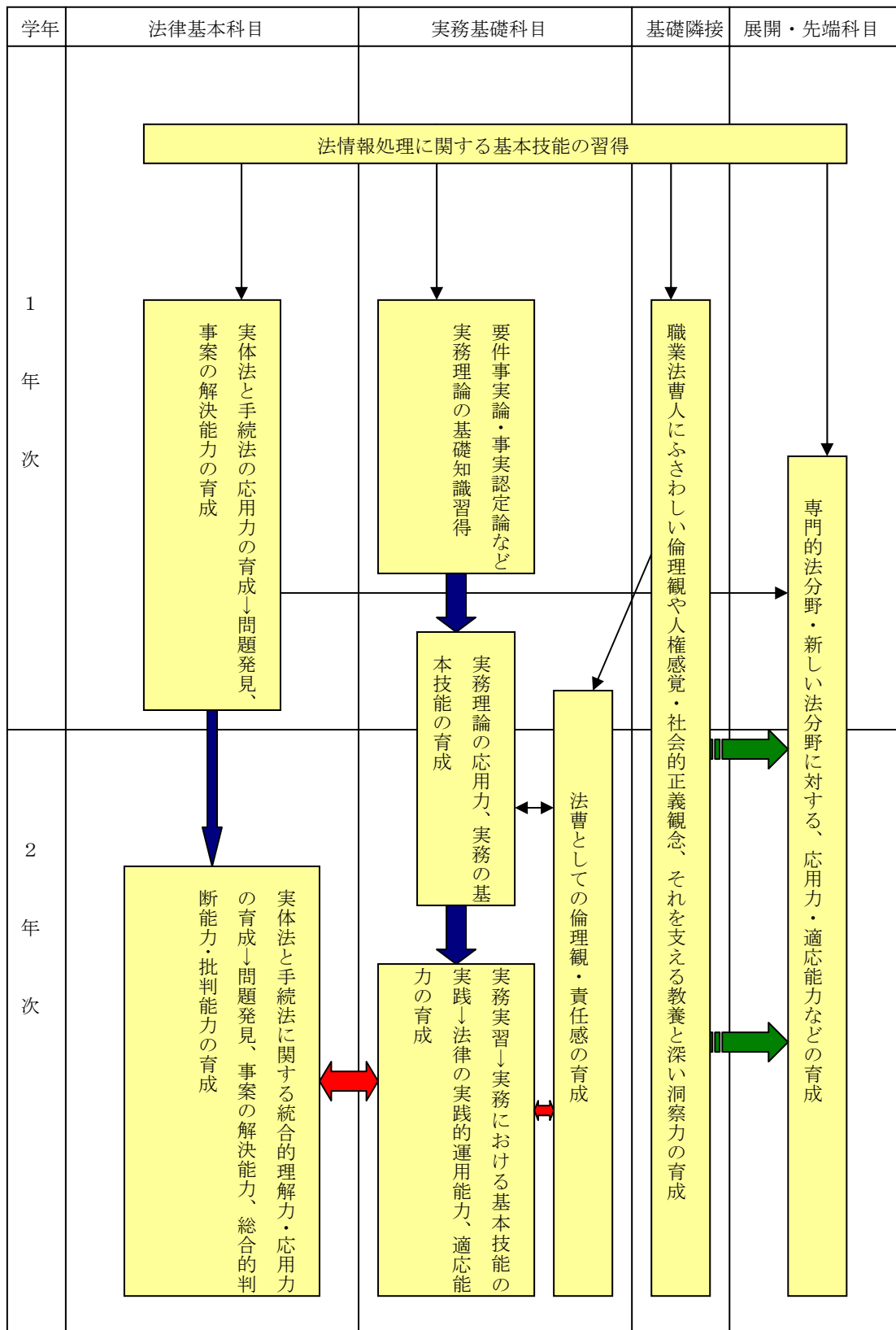
### **VII 法務研究科学生用IDの着用について**

講義棟・1号館・2号館・文化科学系総合研究棟内、および外部での実習には必ず着用すること。

別表①：教育方針（3年標準型）



教育方針（2年短縮型）



## 必修科目の授業展開 &lt;3年標準型&gt;

	1年次		2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
公法系	統治の基本構造(2)	基本的人権の基礎(2)	公法総合演習Ⅱ(2) <i>行政法特論(2)</i>	公法総合演習Ⅰ(2)	公法総合演習Ⅲ(2)	
民事系	民法Ⅰ(4)	民法Ⅱ(4)	民法演習Ⅰ(2)	民法演習Ⅲ(2)	民事法統合演習Ⅱ(2)	民事法統合演習Ⅰ(2) <i>家族法(2)</i>
	民法Ⅲ(4)		民法演習Ⅱ(2)			
		商法(4)		商法演習(4)		
		民事訴訟法(4)	民事訴訟法演習(2)			
刑事系	刑法(4)	刑事訴訟法(2)	刑事訴訟法演習(4)	刑法演習(4)		<i>刑法特論(2)</i>
実務基礎	法情報基礎(1) 司法制度論(1)		要件事実と事実認定の基礎(2)	法曹倫理(2) 民事訴訟実務(2) 刑事訴訟実務(2)	ローヤリング・クリニック(3) 模擬裁判・エクスターンシップ(3)	
合計	4科目・14単位	5科目・16単位	6科目・14単位	7科目・18単位	3科目・7単位	1科目・2単位

- \* 行政法特論、家族法、刑法特論は必修科目ではないが、履修が望ましい。
- \* ローヤリング・クリニックと模擬裁判・エクスターンシップはいずれかを選択必修。
- \* 法情報基礎と司法制度論は、必修科目ではないが履修が望ましい。

### 別表③ カリキュラムに基づく履修例

医療福祉を専門とするローヤーを目指す学生の履修例（3年標準型（福祉）および2年短縮型（医療））は以下のとおりである。

なお、科目によって履修要件が課されているものがあるので注意すること。

#### <3年標準型>

学 年	修得単位数	科 目 名	
1 年 前 期	16 単 位	<b>A I (14)</b>	<b>統治の基本構造(2)／民法 I (民法総則・物権法) (4)／民法 III (契約各論・不法行為法) (4)／刑法(4)</b>
		B III (2)	法情報基礎(1)／司法制度論(1)
1 年 後 期	20 単 位	<b>A I (16)</b>	<b>基本的人権の基礎(2)／民法 II (債権総論・契約総論・担保物権法) (4)／商法(4)／民事訴訟法(4)／刑事訴訟法(2)</b>
		CI, II (4)	法哲学(2)／地方自治論(2)
2 年 前 期	18 単 位	<b>A II (12)</b>	<b>公法総合演習 II (基本的人権) (2)／民法演習 I (契約法) (2)／民法演習 II (金融取引法) (2)／民事訴訟法演習(2)／刑事訴訟法演習(4)</b>
		A III (4)	行政法特論(2)／刑法特論(2)
		<b>B I (2)</b>	<b>要件事実と事実認定の基礎(2)</b>
2 年 後 期	18 単 位	<b>A II (12)</b>	<b>公法総合演習 I (法と行政活動) (2)／民法演習 III (不法行為法) (2)／商法演習(4)／刑法演習(4)</b>
		<b>B I (6)</b>	<b>法曹倫理(2)／民事訴訟実務(2)／刑事訴訟実務(2)</b>
3 年 前 期	12 単 位	<b>A II (4)</b>	<b>公法総合演習 III (行政救済法) (2)／民事法統合演習 II (2)</b>
		C I (2)	法社会学(2)
		D I (4)	生命倫理と法(2)／消費者法(2)
		D II (2)	労働者保護法(2)
3 年 後 期	10 単 位	<b>A II (2)</b>	<b>民事法統合演習 I (2)</b>
		A III (2)	家族法(2)
		D I (6)	医事刑法(2)／社会保障法(2)／家族法・手続法統合特論(2)
3 年 通 年	5 単 位	<b>B II (3)</b>	<b>ローヤリング・クリニック(3)</b>
		D I (2)	医療福祉研究(ネットワーク・セミナー)(2)

合 計 99 単 位

※ゴシック体太字は必修科目



<2年短縮型>

学年	修得単位数	科目名
1年前期	17 単位	<b>A II (12)</b> 公法総合演習 II (基本的人権) (2) / 民法演習 I (契約法) (2) / 民法演習 II (金融取引法) (2) / 民事訴訟法演習 (2) / 刑事訴訟法演習 (4)
		A III (2) 行政法特論 (2)
		<b>B I (2)</b> 要件事実と事実認定の基礎 (2)
		B III (1) 法情報基礎 (1)
1年後期	18 単位	<b>A II (12)</b> 公法総合演習 I (法と行政活動) (2) / 民法演習 III (不法行為法) (2) / 商法演習 (4) / 刑法演習 (4)
		<b>B I (6)</b> 法曹倫理 (2) / 民事訴訟実務 (2) / 刑事訴訟実務 (2)
2年前期	16 単位	<b>A II (4)</b> 公法総合演習 III (行政救済法) (2) / 民事法統合演習 II (2)
		A III (2) 刑法特論 (2)
		C I (2) 法社会学 (2)
		D I (4) 医学の基礎 (2) / 生命倫理と法 (2)
		D II (2) 保険法 (2)
		D III (2) 法医学 (2)
2年後期	16 単位	<b>A II (2)</b> 民事法統合演習 I (2)
		A III (2) 家族法 (2)
		C I (2) 外国法 I (英米法) (2)
		D I (10) 医事法 (2) / 民事医療過誤法 (2) / 医事刑法 (2) / 社会保険法 (2) / 家族法・手続法統合特論 (2)
2年通年	5 単位	<b>B II (3)</b> 模擬裁判・エクスターンシップ (3)
		D I (2) 医療福祉研究 (ネットワーク・セミナー) (2)

合 計 72 単位

※ゴシック体太字は必修科目

#### 別表④ カリキュラムに基づく履修例

ビジネス・ローヤーを目指す学生の履修例（3年標準型および2年短縮型）は以下のとおりである。

なお、科目によって履修要件が課されているものがあるので注意すること。

##### <3年標準型>

学 年	修得 単位数	科 目 名	
1 年 前 期	16 単 位	A I (14)	統治の基本構造(2)／民法Ⅰ（民法総則・物権法）(4)／民法Ⅲ（契約各論・不法行為法）(4)／刑法(4)
		BⅢ(2)	法情報基礎(1)／司法制度論(1)
1 年 後 期	20 単 位	A I (16)	基本的人権の基礎(2)／民法Ⅱ（債権総論・契約総論・担保物権法）(4)／商法(4)／民事訴訟法(4)／刑事訴訟法(2)
		CI, II(4)	法哲学(2)／地方自治論(2)
2 年 前 期	18 単 位	A II (12)	公法総合演習Ⅱ（基本的人権）(2)／民法演習Ⅰ（契約法）(2)／民法演習Ⅱ（金融取引法）(2)／民事訴訟法演習(2)／刑事訴訟法演習(4)
		AⅢ(4)	行政法特論(2)／刑法特論(2)
		B I (2)	要件事実と事実認定の基礎(2)
2 年 後 期	18 単 位	A II (12)	公法総合演習Ⅰ（法と行政活動）(2)／民法演習Ⅲ（不法行為法）(2)／商法演習(4)／刑法演習(4)
		B I (6)	法曹倫理(2)／民事訴訟実務(2)／刑事訴訟実務(2)
3 年 前 期	18 単 位	A II (4)	公法総合演習Ⅲ（行政救済法）(2)／民事法統合演習Ⅱ(2)
		D I (2)	消費者法(2)
		D II (12)	経済法(独禁法)Ⅰ(2)／経済刑法(2)／税法Ⅰ（個人）(2)／企業法務(2)／労使関係法(2)／労働者保護法(2)
3 年 後 期	12 単 位	A II (2)	民事法統合演習Ⅰ(2)
		AⅢ(2)	家族法(2)
		D II (8)	経済法(独禁法)Ⅱ(2)／知的財産法Ⅱ(2)／税法Ⅱ（法人）(2)／倒産処理法Ⅱ（再建（民事再生・会社更生等））(2)
3 年 通 年	3 単 位	B II (3)	ローヤリング・クリニック(3)

合 計 105 単 位

※ゴシック体太字は必修科目

<2年短縮型>

学年	修得単位数	科目名	
1 年前期	17 単位	<b>A II (12)</b>	<b>公法総合演習 II (基本的人権) (2) / 民法演習 I (契約法) (2) / 民法演習 II (金融取引法) (2) / 民事訴訟法演習 (2) / 刑事訴訟法演習 (4)</b>
		A III (2)	行政法特論 (2)
		<b>B I (2)</b>	<b>要件事実と事実認定の基礎 (2)</b>
		B III (1)	法情報基礎 (1)
1 年後期	18 単位	<b>A II (12)</b>	<b>公法総合演習 I (法と行政活動) (2) / 民法演習 III (不法行為法) (2) / 商法演習 (4) / 刑法演習 (4)</b>
		<b>B I (6)</b>	<b>法曹倫理 (2) / 民事訴訟実務 (2) / 刑事訴訟実務 (2)</b>
2 年前期	18 単位	<b>A II (4)</b>	<b>公法総合演習 III (行政救済法) (2) / 民事法統合演習 II (2)</b>
		A III (2)	刑法特論 (2)
		C I (2)	法社会学 (2)
		D I (2)	消費者法 (2)
2 年後期	18 単位	<b>A II (2)</b>	<b>民事法統合演習 I (2)</b>
		A III (2)	家族法 (2)
		C I (2)	外国法 I (英米法) (2)
		D I (2)	社会保障法 (2)
		D II (8)	経済法 (独禁法) II (2) / 知的財産法 II (2) / 税法 II (法人) (2) / 倒産処理法 II (再建 (民事再生・会社更生等)) (2)
		D III (2)	国際法 (2)
2 年通年	3 単位	<b>B II (3)</b>	<b>模擬裁判・エクスターンシップ (3)</b>

合 計 74 単位

※ゴシック体太字は必修科目